

申請について

Q1: 郵送でも申請はできますか。

A1: 郵送でも申請は可能です。また、オンライン手続きであれば申請書の印刷や、証明書等のコピーを用意する必要がなく、スマートフォン等を利用して簡単に申請できますので、ぜひご検討ください。

Q2: 地区市民センター・出張所でも申請はできますか。

A2: 地区市民センター・出張所では申請できません。オンライン申請または郵送での申請をお願いします。

Q3: 受験生本人の申請は可能ですか。

A3: 原則、保護者が申請することとなっていますが、ご相談いただければ、受験生本人の申請も可能な場合があります。

(例) 助成対象世帯だが、進学について親の理解がなく、申請してもらえない場合など

Q4: 孫と一緒に住んでいますが、私（祖父母）が申請できますか。

A4:

・ 児童扶養手当受給世帯

⇒ 養育者として児童扶養手当をご本人（祖父母）が受給している場合は可能です。

孫（児童）の親が児童扶養手当受給者の場合は、祖父母は申請できません。

・ 非課税世帯

⇒ 非課税世帯の場合は、孫（児童）と同じ世帯であれば、祖父母も申請可能です。

Q5: 学校や塾で団体に模擬試験を受験しました。団体でまとめて申請できませんか。

A5: 補助要件に該当されるか申請者（原則保護者）ごとに審査する必要がありますので、団体でまとめて申請することはできません。

Q6: 対象でなければ申請しないので、自分の所得で対象になるかどうかをすぐに教えてください。

A6: 申請いただかないと、所得の審査ができないため、電話で対象かどうかをお答えすることはできません。ご申請いただければ、後日結果を決定通知にてお知らせいたします。

Q7: 双子ですが一度で申請できませんか。

A7: 申請はお子さんごとに申請してください。双子であれば2回にわけて申請をしていただくこととなります。

Q8: 申請期間はいつまでですか。

A8: 令和9年1月～令和9年3月頃を予定しております。詳細な日程は7月頃からホームページ等でお知らせします。

(注意) 郵送の場合は必着です。日数に余裕をもって投函してください。

Q9: 複数の学校の受験料(又は模擬試験受験料)について申請できますか。

A9: できます。ただし、複数の学校の受験料(又は模擬試験受験料)の合計額が補助上限額を超える場合、補助は上限額までとなります。

(例) 中学3年生(補助上限額6,000円)の場合

模擬試験1回分(4,400円)で申請 ⇒ 補助額 4,400円

模擬試験2回分(4,400円×2回=8,800円)で申請 ⇒ 補助額 6,000円

Q10: 既に1つの受験料(又は模擬試験受験料)の金額で申請しましたが、別の受験料(又は模擬試験受験料)についても追加で申請できますか。

A10: できません。申請は子ども1人につき、1年度に1回限りとなるので、複数分をまとめて申請してください。(ただし、上限金額に決まりがあります。)

高校3年生等で受験料(補助額上限53,000円)と模擬試験受験料(補助額上限8,000円)の両方を申請される場合も、申請はあわせて1回限りとなりますのでご注意ください。

(例) 高校3年生等

大学等受験料(60,000円)で申請 ⇒ 補助額 53,000円

模擬試験2回分(10,000円)で申請 ⇒ 補助額 8,000円

まとめて申請すれば合計 61,000円
補助

Q11: 後期日程(2次募集)等を受験予定で、申請期限までに必要書類(領収書等)が間に合わないかもしれません。どうすれば良いですか。

A11: 受験予定の大学等や受験日等の情報をご連絡の上、ご相談ください。

Q12: オンラインや郵送での申請で不備があった場合、どのように連絡が来ますか。

A12: オンライン申請は差戻通知(メール)を送ります。郵送の場合は、電話連絡を行うか、郵送にて返却しますので再度申請してください。

条件について

Q13: 児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準とはいくらですか。

A13: 宇都宮市のホームページで児童扶養手当と検索していただくと、児童扶養手当の所得制限額が確認できますので、目安としてください。その額を下回るひとり親家庭であれば対象になる可能性があります。審査は令和8年度(令和7年1月～令和7年12月)までの所得で行います。

Q14: 10月まで児童扶養手当を受けていましたが、現在は受けていません。対象になりますか。

か。

A14:申請日時時点で対象世帯の要件に当てはまらなければ対象にはなりません。

Q15:所得要件(児童扶養手当受給世帯や非課税世帯等)や住所の要件(住民登録が宇都宮市)は申請日時点でしょうか。受験日時点に要件を満たしていない場合も対象となりますか。

A15:申請日時時点で要件を満たしていれば、受験日時点に要件を満たしていなくても対象となります(逆は対象外)。ただし、非課税世帯の所得の要件については、申請日以降に修正申告等によりさかのぼって課税となった場合には対象外となり、補助金を返還していただく必要がございますのでお申し出ください。

Q16:宇都宮市内に通勤・通学していますが、住所が市外の場合は申請できませんか。

A16:申請日時時点で申請者(原則保護者)の住民登録が宇都宮市にあることが要件ですので、市外在住の場合は申請できません。

Q17:ひとり親で年金受給のため児童扶養手当の資格がありませんが、対象となりますか。

A17:児童扶養手当受給者相当の所得水準であれば対象となります。ひとり親家庭医療費の資格をお持ちでしたら、受給資格者証の写しを提出してください。

Q18:ひとり親ですが、所得超過の扶養義務者と同居しているため、児童扶養手当は支給停止になっています。そのような場合は対象外となりますか。

A18:この補助金では、あくまで本人の所得のみを確認するため、扶養義務者の所得は関係ありません。扶養義務者の所得により児童扶養手当が支給停止になっていても、申請者本人の所得が児童扶養手当の所得制限額未満である場合は補助対象となります。その場合は、対象世帯である証明として「児童扶養手当支給停止通知書」を提出してください。(本人の所得超過により支給停止になっている方は補助の対象外です。)

Q19:ひとり親ですが、ひとり親関連手当の申請を何もしていません。申請できませんか。

A19:対象世帯である証明として申請者と子どもの関係が分かる戸籍謄本(申請日から3か月以内に発行されたもの)を提出してください。戸籍上は独身でも、事実上の婚姻関係がある方は申請できませんのでご注意ください。(所得情報等は市で調査いたします。)

または、非課税世帯の要件に該当されるようでしたら、非課税世帯として申請してください。

Q20:児童養護施設等に措置等されている児童(里親制度の里子を含む)は対象となりますか。

A20:児童養護施設等に措置等されている児童(里子を含む)が大学等を受験する際に必要となる費用については、児童入所施設措置費において支弁することとされていることから、本補助金の対象外となります。

Q21:【非課税世帯として申請される方】自分たち(親と子)は非課税世帯ですが、同居して

いる親族は課税世帯の場合、対象外となりますか。

A21:この補助金の対象となるためには、「申請者の属する世帯」の世帯員が非課税であることが必要です。同居している親族が別世帯の場合は補助対象となりますが、同一世帯の場合は、補助対象外となります。

対象となる受験料について

Q22:助成対象とする学校や模擬試験について、何か条件を設けていますか。

A22:

- ・ 学校…「大学等」については、文部科学省のホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d.htm) に掲載されている大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年時)となります。
- ・ 模擬試験…条件はありません。

Q23:学校で受験した模擬試験(学校で一律に申し込むもの)は対象となりますか。

A23:学校経費に含まれている分(授業料等と併せて、学校経由で支払いした分)は対象になりません。ただし、模擬試験受験料として必要項目の記載がある領収書を提出できるものであれば対象となります。別途領収書が発行できない場合には、HP添付ファイルの証明書を塾又は学校等において記載していただければ、支払った証明書類として提出することができます。

Q24:塾で模擬試験を受けました。その費用は対象になりますか。

A24:塾の受講料に含まれている分は対象になりません。ただし、模擬試験受験料として必要項目の記載がある領収書を提出できるものであれば対象となります。別途領収書が発行できない場合には、HP添付ファイルの証明書を塾又は学校等において記載していただければ、支払った証明書類として提出することができます。

Q25:大学入学共通テストを受けた場合も、大学等受験料の対象となりますか。

A25:対象となります。大学入学共通テストの検定料を支払ったことを証明する書類(大学入学共通テスト出願サイトのマイページ(出願内容の確認)の画面(氏名、支払状況)のスクリーンショット等)を提出してください。申請の際は大学等受験料として申請してください。(模擬試験受験料ではありません。)

Q26:中学2年生や高校2年生が受けた模擬試験受験料は対象になりませんか。

A26:対象になりません。模擬試験受験料の補助は、申請日時時点で「中学3年生」又は「高校3年生～20歳未満の人」が対象です。

Q27:中学生の高校受験料は対象になりませんか。

A27:高校受験料は対象になりません。

Q28: 下野新聞模擬テストで実施している復習オンラインテスト（オンライン小テスト）は、模擬試験受験料の対象になりませんか。

A28: 復習オンラインテストは対象となりません。（他の模擬試験で実施するオンラインテストも同様です。）

Q29: 受けた試験（テスト）が模擬試験受験料の対象となるかわかりません。

A29: 塾の講座・講習に含まれるテストや検定試験などは対象となりません。模擬試験に該当するかは、主催する塾のホームページやパンフレット等を確認してください。確認してもわからない場合には、一度ご申請ください。審査の結果、対象とならない場合には申請の差戻をさせていただきます。

Q30: 高校・大学等に進学しませんでしたでしたが、事前に受けた模擬試験受験料は助成対象になりますか。

A30: 結果として高校・大学等に入学しなくても、模擬試験を受けた時点で進学を考えていたのであれば、対象となります。

添付書類について

Q31: 支払を証明する書類は、入金確認メールの写しでも大丈夫ですか。

A31: 必要項目の記載があれば、入金確認メールの写し（画面のスクリーンショット等）でも大丈夫です。

Q32: 領収書や入金確認メールのみでは必要項目が不足している場合、どうすれば良いですか。

A32: 必要項目は、「受験校名又は模擬試験名」、「受験料の額」、「受験者名（又は支払者名）」、「領収日」となります。領収書等にいずれかの記載がない場合は、受験票や受験要項、振込明細書など、不足する項目が明記されている書類をあわせて提出してください。

Q33: 領収書を紛失してしまいましたでしたが、どうすれば良いですか。

A33: 領収金額のわかるもの、その学校・模擬試験を受けたことがわかるものなど、複数になっても良いので、領収書と同じ項目が確認できるものを提出してください。（クレジットカードの明細&受験票&学校パンフレット&入金確認メールなど）

必要項目がそろわない場合（受験票や結果の通知はあるけれど、領収日の書類がないなど）は、申請できません。

Q34: 郵送で提出した添付書類を後で返却してもらえませんか。

A34: 添付書類は返却しませんので、領収書等はコピーしたもの（A4サイズ用紙）を提出してください。

Q35: 非課税世帯については、どのような証明書類の提出が必要ですか。

A35: 令和8年1月1日時点で宇都宮市に住民登録がない人のみ、18歳以上の世帯全員の非

課税証明書を提出してください。非課税証明書の取得方法は宇都宮市以前に住んでいた自治体にお問い合わせください。（令和8年1月1日時点で宇都宮市に住民登録のある非課税世帯は、証明書類の提出は不要です。）

Q36:本人確認書類として健康保険証を提出したいのですが、保険証の期限が切れてしまいました。

A36:「資格確認書」（有効期限内のもの）でも提出可能です。

支払いについて

Q37:補助金を子どもの口座に入れてほしいのですが。

A37:申請者と口座名義人は一致している必要があります。保護者が申請した場合、子どもの口座には支給できません。

Q38:申請からどれくらいで入金されますか。

A38:申請から入金まで最大2か月程度を予定しています。審査結果については、審査完了後、交付決定通知書（又は不交付決定通知書）を郵送しますので確認してください。（入金日等の通知はありません。）

その他

Q39:来年度も実施するのでしょうか。

A39:未定です。実施する場合はホームページ等でお知らせします。

Q40:自分が進学する学校が大学等に該当するのかわかりません。

A40:A22 に記載のあるホームページに掲載されている全国の大学・短期大学・専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）が対象となります。学校のホームページやパンフレット、募集要項等を確認してください。

それでもわからない場合は、「大学，短期大学，専修学校（専門課程）及び高等専門学校」に該当するのか，直接学校にお問い合わせください。